

遊漁船業者登録申請について

■ 遊漁船業登録（新規・更新）申請書の提出について	1
■ 業務規程の提出について	2
■ 変更届出書等の提出について	3
■ 申請書等の記載例（補足資料）	4
■ 様式集	30
① 登録申請関係様式	
② 業務規程様式	
③ 変更届出書・廃業等届出書様式	
④ 標識・利用者名簿（参考）様式	

令和2年12月

大分県農林水産部漁業管理課

遊漁船業登録(新規・更新)申請書の提出について

★提出の仕方

(1) 提出部数

①登録申請書は業務規程(P2を参照)と共に**正副2部**を提出します。

(更新時は、業務規程の提出は不要です。)

(2) 提出先

①大分県漁業協同組合各支店、大分県遊漁船業協同組合、大分地区小型船安全協会に所属されている方は、所属団体を通じて振興局に提出します。

②その他の方は下記の振興局に直接提出します。

県振興局名	担当部・班名	電話番号
大分県東部振興局	農山漁村振興部 水産班	0978-72-3693
大分県中部振興局	農山漁村振興部 水産班	097-506-5738
大分県南部振興局	農山漁村振興部 水産班	0972-22-0394
大分県豊肥振興局	農山村振興部 森林管理班	0974-63-1174
大分県西部振興局	農山村振興部 森林管理班	0973-22-2585
大分県北部振興局	農山漁村振興部 水産班	0978-32-1726

(更新の場合、登録有効期間満了日の30日前までに提出)

★登録申請に必要な書類

①登録申請書(様式第1号)

・正本には、大分県収入証紙を貼付しなければなりません。

(新規15,000円 / 更新12,000円)

②登録申請者等誓約書(様式第2号)

③実務経験・実務研修証明書(様式第3号)

④遊漁船業務主任者誓約書(様式第3号の2)

⑤海技免状又は小型船舶操縦免許証(1級又は2級で「特定操縦免許」のもの)の写し

⑥遊漁船業務主任者講習会の修了証明書の写し

⑦保険証券の写し

・**旅客定員1名あたり3,000万円以上**の損害賠償をてん補する保険であることが必要です。

・瀬渡し業務を行う場合は、それに対応する特約が付いていることが必要です。

・船舶検査証書の旅客定員と必ず一致しなければなりません。

・登録申請者が契約したものに限りです。

⑧船舶検査証書の写し

⑨申請者の住民票(3ヶ月以内に発行されたもの)

・運転免許証や健康保険証の写し等でも可(必ず現住所と一致していること)。

法人の場合は登記簿謄本と役員の住民票を添付。

⑩選任した業務主任者の住民票

・運転免許証や健康保険証の写し等でも可(必ず現住所と一致していること)。

申請者と同じ場合は⑩を省略することも可)

★作成上の注意事項

①A4縦長横書き、左綴じ(のり付けはしない。)とし、この規格より小さいものは、A4の台紙に貼り付けてください(船舶検査証など規格がA4でないものについては、拡大・縮小などしてA4サイズにしてください。)

②申請者本人が記入してください。

★申請書等の様式(様式第1号～様式第3号の2)

①様式集(P30～)のとおりです。

業務規程の提出について

★提出の仕方

- ①業務規程は、登録（新規）に係る申請書類（P 1 を参照）と一緒に提出します。
（更新時は、提出の必要はありません。）
- ②正本作成後、副本を 3 部作成します。県には、知事あての届出書に押印し、**副本 2 部**を提出してください。
- ③**正本は申請者各自で保管し、残りの副本 1 部は遊漁船に備え置いてください。**

★記入の仕方

- ①届出書、業務規程 1 ページ目と別表 1 ～別表 1 1 に必要事項を記入してください。
- ②* の箇所は必ず記入してください。ただし、新規登録の場合、登録番号を記入する必要はありません。

なお、正本及び遊漁船に備える副本には、後日、県から送付します登録通知書の登録番号を記入してください。

- ③業務規程の 2 ～ 8 ページと末尾の別記様式第 1 号には、特に記入する箇所はありませんが、必ず内容を確認してください。

★作成上の注意事項

- ①A 4 縦長横書き、左綴じ（のり付けしない。）とし、この規格より小さいものは、A 4 の台紙に貼り付けてください（船舶検査証など規格が A 4 でないものについては、拡大・縮小などして A 4 サイズしてください。）。
- ②申請者本人が記入してください。

★業務規程の様式（届出書・業務規程・別表）

- ①様式集（P 3 0 ～）のとおりです。

変更届出書等の提出について

★提出の仕方

①登録した事項に変更が生じた場合、遊漁船業を廃業した場合(死亡を含む。)及び業務規程の内容に変更が生じた場合には、その日から30日以内にそれぞれ登録事項変更届出書(様式第5号)、廃業等届出書(様式第6号)、業務規程変更届(様式集参照)を**正副2部**を提出してください。

②次の登録内容等に変更があった場合には届出が必要です。

- ・申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人の代表者の氏名
- ・営業所の名称及び所在地並びに遊漁船の名称(遊漁船を増減した場合も含む。)
- ・法人にあつてはその役員の氏名
- ・未成年者にあつてはその法定代理人の氏名及び住所
- ・遊漁船業務主任者の氏名(業務主任者を増やした(減らした)場合を含む。)
- ・損害賠償措置の内容(期間の更新や遊漁船の旅客定員変更等に伴う内容変更を含む。)
- ・業務規程の内容

★届出に必要な添付書類

①登録事項変更届出書

- ・変更事項を証明するための書類を添付してください。
- ・損害賠償措置内容の変更の場合は、保険証券の写しを添付してください。
なお、1年契約の保険に加入している場合は、毎年、登録事項変更届出書を提出する必要があります。
- ・遊漁船業務主任者を変更する場合には、誓約書(様式第3号の2)を提出して下さい。

②業務規程変更届

- ・変更部分の業務規程を添付してください。

★作成上の注意事項

①A4縦長横書き、左綴じ(のり付けはしない。)とし、この規格より小さいものは、A4の台紙に貼り付けてください(船舶検査証など規格がA4でないものについては、拡大・縮小などしてA4にすること。)

②申請者本人が記入してください。

★変更届出書等の様式(様式第5号～様式第6号様式ほか)

①様式集(P30～)のとおりです。

申請書等の記載例(補足資料)

★この資料は、①登録申請書 ②業務規程 ③変更届出書を作成する際の補足資料としてご使用ください。

(1) 登録申請書関係

- ①登録申請書(様式第1号)
- ②登録申請者等誓約書(様式第2号)
- ③実務経験・実務研修証明書(様式第3号)
- ④遊漁船業務主任者誓約書(様式第3号の2)

(2) 業務規程関係

- ①届出書・表紙
- ②別表1～11
- ③別記様式1号

※業務規程の条文については、そのものには記入するところがありませんので、ここでは省略していますが、登録申請時には提出が必要となります。

(3) 変更届出書

- ①遊漁船業者登録事項変更届出書(様式第5号)
- ②業務規程変更届出書